

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	1	府省庁名	復興庁、経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他()		
要望項目名	避難解除区域等に係る特例措置（当該区域へ復帰する事業者等を支援するための、機械等の特別償却等）の帰還困難区域内に設定される復興拠点等への拡大		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <ul style="list-style-type: none"> ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方（平成28年8月31日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定）」により、帰還困難区域のうち、5年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定・整備されることされた。 ・帰還困難区域に設定される復興拠点については、市町村が復興拠点等を整備する計画を県と協議のうえで策定し、国の計画認定を受けることとされており、整備に当たっては、除染とインフラ整備を一体的かつ効率的に行い、整備が概ねできた段階で、当該地区の避難指示を解除することとしている。また、拠点設定の際には、復興拠点等への立ち入り規制等について必要な見直しを行うとともに、復興拠点等において、事業者等が事業所の再開又は新設を伴う事業を実施できるよう、事業実施の要件の見直しを行うこととしている。 ・これらを踏まえ、現在、避難解除区域等（※）に適用されている税制上の特例（機械等の特別償却等）の対象区域を、帰還困難区域内に設定される復興拠点等に拡大する。 <p>※ 避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の内容 <p>以下の現行制度について、帰還困難区域内に設定される復興拠点等へ適用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①企業立地促進区域において機械等を取得した場合の特別償却（※1）又は税額控除（※2） <ul style="list-style-type: none"> ※1 機械装置等：即時償却、建物等：25% ※2 機械装置等：15%、建物等：8% ②企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別控除（給与等支給額の20%） ③避難解除区域等において機械等を取得した場合の特別償却（※3）又は税額控除（※4） <ul style="list-style-type: none"> ※3 機械装置等：即時償却、建物等：25% ※4 機械装置等：15%、建物等：8% ④避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の特別控除（給与等支給額の20%） 		
関係条文	<ul style="list-style-type: none"> ○福島復興再生特別措置法第23条、第24条、第36条、第37条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の2の2、第10条の2の3、第10条の3の2、第10条の3の3、第17条の2の2、第17条の2の3、第17条の3の2、第17条の3の3、第25条の2の2、第25条の2の3、第25条の3の2、第25条の3の3 ○地方税法第23条第1項第4号、第292条第1項第4号 		
減収見込額	[初年度] 精査中 (精査中) [平年度] 精査中 (精査中) [改正増減収額] - (単位：百万円)		

要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「帰還困難区域の取扱いに関する考え方(平成 28 年 8 月 31 日 原子力災害対策本部・復興推進会議決定)」により、帰還困難区域のうち、5 年を目途に、線量の低下状況も踏まえて避難指示を解除し、居住を可能とすることを目指す「復興拠点」を、各市町村の実情に応じて適切な範囲で設定・整備されることとした。 ・また、国道 6 号をはじめ、広域的なネットワークを構成する主要道路（これに接する部分や常磐道の追加インターチェンジを含む）について、安心して通行又は利用できるよう、除染等の整備を行うこととされた。 ・拠点設定の際は、復興拠点等において、事業者等が事業所の再開又は新設を伴う事業を実施できるよう、事業実施の要件の見直しが行われる予定である。 ・これらの政府方針を踏まえ、今後実施される復興拠点等の整備等を行う。 <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興拠点等における除染及びインフラ整備等や避難指示解除を見据えた環境整備等を行うため、復興拠点等では、事業所の再開又は新設を伴う事業実施が見込まれる。 ・「避難解除区域等」では、事業所の再開又は新設を伴う事業実施を加速化するための特例措置が設けられているが、「帰還困難区域」は原則、立入り等が制限されているため、課税の特例が適用されていない。 ・そこで、現在、避難解除区域等に適用されている税制上の特例（機械等の特別償却等）を帰還困難区域に設定される復興拠点等へ拡大する必要がある。
本要望に 対応する 縮減案	—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>■原子力災害からの福島復興の加速に向けて（平成 25 年 12 月閣議決定、平成 27 年 6 月改定）</p> <p>3. 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取り組みを拡充する。</p> <p>(2) 事業・生業の再建・自立、生活の再構築のための取り組みの充実</p> <p>②事業・生業の再建、自立や働く場の確保のための支援策</p> <p><u>被災事業者等の事業・生業の再建・自立、転業、新事業実施や、資金繰り、事業再生、経営安定・改善等に係る施策を効果的に支援する。また、事業者の試行的な事業再開場所として、引き続き仮設施設の整備を積極的に進めるとともに、中小企業等に対する施設・設備の復旧・整備支援等を行う。また、企業の立地は、働く場の確保はもとより、地域からの調達、地元事業者への発注など、地元事業者の事業再開や自立化への波及効果も高いことから、各種施策を最大限活用し、事業者等に対する企業立地支援や企業誘致等の支援を行う。</u>加えて、平成 27 年度に創設された福島再開投資等準備金を活用し、避難指示のあった区域における事業再開を支援していく。</p>
		<p>■「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本指針（平成 28 年 3 月閣議決定）</p> <p>2. 各分野における今後の取り組み</p> <p>(4) 原子力災害からの復興・再生</p> <p>(5) 事業・生業や生活の再建・自立に向けた取り組みの拡充</p> <p><u>避難指示等の対象である 12 市町村に置かれた厳しい事業環境に鑑み、福島相双復興官民合同チームの個別訪問などを踏まえつつ、事業や生業の再建、帰還後の生活の再構築へ向けて、地元ニーズや広域的視点を踏まえた支援策を充実させる。</u></p>
政策の達成目標	復興拠点等の整備等	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ
有効性	政策目標の達成状況	—
	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本特例を通じて、帰還困難区域に設定される復興拠点等における事業所の再開又は新設を伴う事業実施が促進される。

相 當 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	固定資産税についての特例 ・避難対象区域：課税を免除 ・避難解除区域：課税を1/2 減免（課税免除の対象外となってから原則3年度分）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	帰還困難区域に設定される復興拠点等については、事業活動が可能となることから、避難解除区域等と同等の税制の取扱いをすることが妥当である。
税負担軽減措置等の適用実績		避難解除区域等における特例措置の適用の要件となる「福島県による確認及び認定」の件数：2,569件（平成28年6月末現在）
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置の効果等により、2,569件の事業者が事業再開等を行う見通しである。	
前回要望時の達成目標	(1) 「避難指示解除準備区域」等における ①震災前から当該地域で活動していた事業所の事業再開 ②震災前から当該地域で活動していた事業所の雇用者数回復 (2) 避難解除区域等への新規事業者の進出による当該区域の雇用の回復	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本特例措置の効果等により、2,569件の事業者が事業再開等を行う見通しであり、事業再開や雇用者数の回復に寄与している。	
これまでの要望経緯	平成24年度 避難解除区域における特別償却又は税額控除制度の創設 平成25年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するため、機械等の特別償却等）の新規事業者への適用 平成25年度 避難解除区域等に係る特例措置（当該区域等へ復帰する事業者を支援するため、機械等の特別償却等）の避難指示解除準備区域への拡大	